

がん患者さんの

ウィッグ・乳房補整具

購入費を助成します

瀬戸内市では、がん患者の皆さまの療養生活や社会参加を応援するため、がん治療に伴う外見の変化に対応する医療用ウィッグ（かつら）、乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

対象者

次の全てに該当する方

- がんと診断され、がん治療を受けている方（過去に受けていた方も含む）
- 申請日に瀬戸内市に住民登録がある方
- 本人及び同一世帯に属する人が市税を滞納していないこと
- 同種の補整具に対し、他の自治体から同様の助成を受けていないこと

対象品

1. 医療用ウィッグ（頭皮保護ネットを含む）
*全頭用の医療用ウィッグに限る。
2. 乳房補整具
（補整下着【パッド単体含む】、人工乳房）

助成金額・回数

購入費用の2分の1（上限各3万円）

- *1,000円未満は切り捨て。
- *助成回数は、おひとりにつき補整具ごとに、それぞれ1回限り。

申請期限

購入した日が属する年度の末日

（購入した日から最初の3月31日）

- *土日祝日を除く
- *やむを得ない事情で、期限内に申請できない場合は、健康長寿課へご連絡ください。

申請方法

1. 必要書類を準備

- ①がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書兼請求書
- ②がん治療を行ったことを証する書類
【医療用ウィッグ】
 - ・脱毛の副作用を伴うがん治療を行ったことがわかる書類
 - ・全頭用の医療用ウィッグであることがわかる書類
【乳房補整具】
 - ・がん治療により乳房切除を行ったことがわかる書類
- ③購入費の内訳、購入年月日、製造会社及び製品名が記載された書類
- ④領収書の写し（原本をコピーします）

2. 書類を健康長寿課に提出

*窓口か郵送での提出

3. 市が審査・助成額を決定し通知

*審査の際、確認のため申請者に連絡させていただくことがあります。

4. 申請書の指定口座へ振り込み

*決定から1か月程度で指定口座へお振込み

※ご不明な点やご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

※本事業の詳しい内容や必要書類のダウンロードは瀬戸内市のホームページをご確認ください。

がん患者医療用補整具助成

検索



【申請・問い合わせ先】

瀬戸内市 健康福祉部 健康長寿課

本庁舎西棟1階 平日 8:30~17:15

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1
TEL (0869) 24-8031